注記

1 重要な会計方針

⑴ 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

⑵ 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

該当なし

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・出資金額

ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品・・・・・・・・・先入先出法による原価法

② 販売用土地・・・・・・・個別法による低価法

⑷ 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　６年～５０年

工作物　　７年～６０年

物品　　２年～３０年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・・定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

⑸ 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当なし

② 徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

④ 損失補償等引当金

該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑹ リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ　ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑺ 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（蒲郡市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑻ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

⑼ 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

該当なし

2 重要な会計方針の変更等

⑴ 会計方針の変更

該当なし

⑵ 表示方法の変更

該当なし

⑶ 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

⑴ 主要な業務の改廃

該当なし

⑵ 組織・機構の大幅な変更

該当なし

⑶ 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

⑷ 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

⑴ 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

⑵ 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

⑴ 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	－
後期高齢者医療保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	－
水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	－
下水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	－
病院事業会計	地方公営事業会計	全部連結	－
モーターボート競走事業会計	地方公営事業会計	全部連結	－

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。

⑵ 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

⑶ 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑷ 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていないもの

イ 内訳

事業用資産　1,600 百万円

土地　1,600 百万円

上記の金額は令和 7 年 3 月 31 日時点における簿価を記載しています。